

■地区計画の原案の縦覧を行います。

平素は三国東地区土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、三国東地区では、安全・快適で利便性の高い市街地環境の形成を図ることを目標として
地区計画を定めておりますが、このたび、地区計画の変更を予定しております。

つきましては、地区計画の原案の縦覧を次のとおり行いますのでお知らせいたします。

※地区計画の原案の概要については次のページをご参照ください。

●縦覧場所

大阪市北区中之島 1 丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

●縦覧期間

令和7年7月30日(水)から令和7年8月13日(水)まで

※ただし、土曜日・日曜日・祝日は閉庁日のため縦覧は取り扱いません。

●縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで

●意見書の受付期限

令和7年8月20日(水)締切

※地区計画の原案について意見のある利害関係者は、大阪市長あてに意見書を
提出することができます。

※なお、意見書の提出先は、上記縦覧場所(計画調整局)となります。

※ インターネットにおいても原案の図書を閲覧することができます。

閲覧される場合は、下記キーワードで検索していただくか、もしくは、アドレスを
直接入力してご利用下さい。

【キーワード】大阪市計画調整局都市計画案(原案)の縦覧

【アドレス】<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/>

(「新着情報・報道発表資料」の所定の項目をクリックしてください。)

※ また、淡路・三国東土地区画整理事務所におきましても、原案の図書(インターネットと
同じもの)を閲覧することができます。(事務所で意見書の提出は受付けておりません。)

■壁面の位置の制限について

三国東地区では、道路、公園等の基盤整備に加えて、調和のとれた建築物等の誘導を行
うことにより、安全・快適で利便性の高い市街地環境の形成を図ることを目標にした地区
計画が定められております。

地区計画では、快適でゆとりある空間を創出するために、下記のとおり、建築物の壁面
の位置の制限を行っております。

<壁面の位置の制限とは？>

防災性向上や、ゆとりある空間をつくりだすために、建築物の壁もしくはこれに代わる
柱を後退させる(位置の制限)ことです。

<壁面の位置の制限の内容>

原則として、三国東土地区画整理事業で整備する幅員8m以上の都市計画道路に面する
敷地、かつ敷地面積100㎡以上の建築物の壁もしくはこれに代わる柱について、道路境
界線より50cm以上の後退を行うものです。

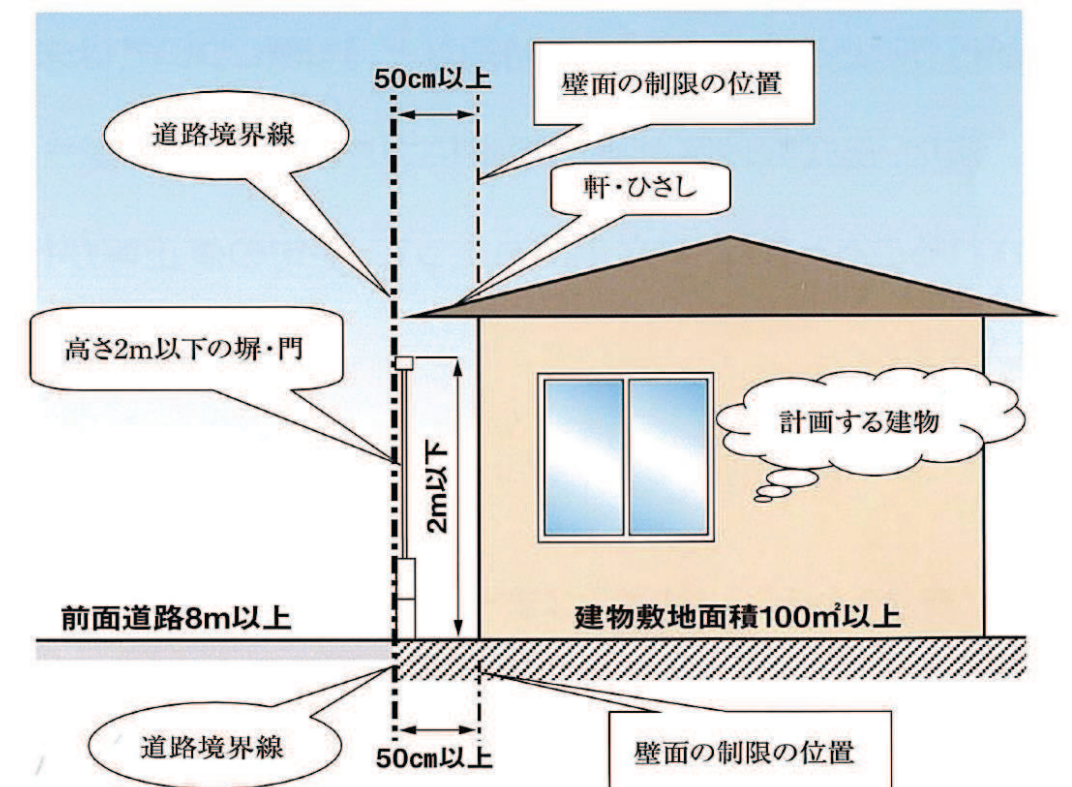
また、建築物に附属する門もしくは塀で高さ2mを超えるものについても、壁面の位置
の制限の対象になります。

<適用の除外>

次に掲げる建築物又はその部分については、「壁面の位置の制限」の規定を適用しません。

- ① 歩行者の利便に供する施設又は地盤面下の部分
- ② 学校・公園等

<参考図>



■地区計画の原案の概要

●建築物の壁面の位置の制限について

- ・ 三国東地区土地区画整理事業の事業計画が変更され、「道路の廃止」、「公園の形状変更」が行われたことから、当該地において壁面の位置の制限(50cm)を変更する。(①-1、①-2)
- ・ 重要美術品(建造物)である渡辺邸が平成24年に指定解除され、既に解体されていることから、当該地においても壁面の位置の制限(50cm)を追加する。(②)

